

議案第 3 号

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 9 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

消防団員の数の減少を理由として、消防団員の定数を見直すため、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（平成17年山都町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「740人」を「600人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(平成17年条例第156号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定員及び種別)</p> <p>第2条 団員の定員は、<u>740人</u>とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(定員及び種別)</p> <p>第2条 団員の定員は、<u>600人</u>とする。</p> <p>2～4 (略)</p>